

第14編 電気通信設備・機械編	2
第 1 章 電気通信設備工事	2
第 1 節 適 用	2
第 2 章 機械工事	3
第 1 節 適 用	3

第 14 編 電気通信設備・機械編

第 1 章 電気通信設備工事

第 1 節 適用

1. 静岡市の発注する**電気通信設備工事**は**電気通信設備工事共通仕様書**(国土交通省大臣官房技術調査課**電気通信室編集**)によるものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。

第2章 機械工事

第1節 適用

1. 静岡市の発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備その他これに類する機械工事は機械工事共通仕様書（案）機械工事施工管理基準（案）機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課編集）によるものとする。

ただし、総則等重複する項目については本共通仕様書の規定による。

2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。